No	区分	(参考) 国立大学法人	東京都	大阪府	秋田県	岩手県	長崎県
1	評価の基本方針	① 主として中期目標の達成に向けた事業の進捗状況を確認する観点から法人の改善充実が進められるよう留意する。 ② 評価においては業務運営に関する取組状況を分かりやすく示す。 ③ 法人の特色ある取組や,運営を円滑に進める工夫等を積極的に評価し,計画の見直し検討に資するよう,また目標達成の支障についても明らかになるよう考慮する。	① 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。 ② 評価を通じて法人の業務運営状況分かりやすく社会に示す。 ③ 法人の業務運営の向上・改善に資する。 ④ 都民への説明責任を果たす。 ⑤ 教育研究に関してはその特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。	① 国立大学法人評価委員会における評価方法等を踏まえつつ、次の点を考慮する。 ・法人化を契機とする大学改革の実現 ・教育研究の特性への配慮 ・公立大学としての地域における役割と府民への説明責任 ② 公立大学法人を取り巻く環境変化のほか、国立大学法人にかかる年度評価の動向を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直す。	を客観的に把握し,その実施状 況を明らかにする。	けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。 ② 委員会は、評価を通じて法人の大学改革の推進を支援する。 ③ 法人の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価する。 ④ 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮して行う	① 年度評価は法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。評価委員会は法人が実績報告書に記載した中期目標・中期計画の達成状況に基づいて評価を行う。 ② 主として中期目標・中期計画の達成に向けた事業の推進状況を確認する観点から行う。 ③ 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。
2		・教育研究の状況についてはその特性に配慮して、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。 ・教育研究等の質の向上についてはその特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す	は、事業の外形的、客観的な進行 状況の評価を行い、専門的観点からの項目別評価は行わない。なお、特筆すべき点、遅れている点 があればコメントを付す。	事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行い、専門的観点からの項目別評価は行わない。 (法79条に基づき中期目標期間終了時に認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。)	事項については、事業の外形的、 客観的な進行状況の評価を行い、	教育研究等の質の向上に関する 事項については、事業の外形的、 客観的な進行状況の評価を行い、 専門的観点からの項目別評価は 行わない。	教育研究等の質の向上に関する 事項については、事業の外形的、 客観的な進行状況の評価を行い、 専門的観点からの項目別評価は 行わない。
3	自己点検・評価 実績報告	国立大学法人は実績報告書において 年度計画の記載事項ごとに以下の4 種類により事業の実施状況を自己評 価しその進捗状況を示すとともに, そのように判断した理由を記載す る。	ごとに業務実績を検証し、年度計画の各項目の達成状況を4段階で自己評価し業務実績評価書に記載する。	年度計画の小項目ごとの進捗状況の自己評価を行い、実績報告書において5段階で進捗状況を示し、業務実績と自己評価の判断理由を記載する。	_	の進捗状況を各項目ごとに評価 し、実績報告書に自己評価を記入 する。	法人は実績報告書において年度 計画の記載事項ごとに以下の4 種類により進行状況を示すとと もに、そのように判断した理由を 記載する。
	自己評価基準	Ⅳ:年度計画を上回って実施している Ⅲ:年度計画を十分に実施している Ⅱ:年度計画を十分に実施していない バ :年度計画を実施していない ※ 年度結果は中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。 ※ その他特記事項の欄にも記載	に上回って実施している。(顕著な実績又は特に優れた成果が認められるもの) A:年度計画を当初予定どおり実施している。(達成度がおおむね90%以上と認められるもの) B:年度計画の実施状況が当初予定を下回っている。(達成度がおむね60%以上90%未満と認められるもの)	施している Ⅳ:年度計画を上回って実施している。 Ⅲ:年度計画を順調に実施している		A:計画通り進んでいる B:概ね計画どおり進んでいる C:やや遅れている D:重大な改善事項がある	Ⅳ: 年度計画を上回って実施している。 Ⅲ: 年度計画を順調に実施している。 Ⅱ: 年度計画を十分に実施できていない。 Ⅰ: 年度計画を実施していない。 ※年度評価は中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

No	区分	(参考) 国立大学法人	東京都	大阪府	秋田県	岩手県	長崎県
	評価方法	項目別評価及び全体評価を実施	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
5	項目別評価	年度計画び記載事項ごとに合めまで、 年度計画で記載事項でも含めます。 合的に検証し、その等・対象をである。 をといる。 をといる。 をといる。 をはいる。 の4つのはでいる。 1 中期目標・中期計画の達成にのよりでは、 1 中期間ででは、 2 目標・計画の達成にのは、 3 目標・計画の達成にのは、 3 目標・計画の達成にのおいる。 4 目標・計画の達成にないる。 4 目標・計画の達成のためにはは、 4 目標・計画の達成のためにはは、 5 目標・計画の達成のためにはは、 5 目標・計画の達成のためにはは、 4 目標・計画の達成のためにはは、 5 目標・計画のがある。 ※各国立大変にきる。 ※各国立とができる。	法人から提出される実績報告書などを基に検証を行う。検証に当たっては法人とのヒアリングを実施する。 実績報告書の検証を踏まえ、事業の進捗状況・成果を年度計画の大項目ごとに1~4の4段階で評価する。 1:年度計画を順調に実施している	法人からのヒアリング等により実績報告書の調査・分析を行い、年度評価を行う。 ①小項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の進捗状況について上記 I~Vの5段階による評価を行う。 ②小項目ごとの評定と特記事項の	・法人提出の事業報告書等をもとに、業務の実績、自己点検等についてヒアリングを実施する。・業務の達成度と業務の内容を総合的に勘案して行う。・中期計画の項目ごとに5段階で評価を行う。 S:特に優れた実績を上げている(評価委員会が特に認める場合) A:年度計画を順調に実施している(達成度が概ね90%以上と認められるもの) B:年度計画を概ね順調に実施している(達成度が概ね70%以上90%未満と認められるもの) C:年度計画を十分に達成できていない(達成度が70%未満と認められるもの) D:業務の大幅な改善が必要である	法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、達成度について評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載する。 AA:特筆すべき進行状況にある(特に認める場合) A:計画通り進んでいる(計画を達成した場合) B:概ね計画どおり進んでいる(8割以上~10割未満) C:やや遅れている(6割以上~8割未満)	法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めた総合的な検証等を踏まえ、大項目ごとに計画の進行状況を以下の5種類により示す。 1 特筆すべき進行状況にある(特に認める場合)
6	全体評価	各法人等の特性に配慮して,中期 計画の進捗状況全体について記 述式により評価する。	特に大学改革を推進するための取組みについては積極的に評価する。	・項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について記述式により評価する。 ・法人化を契機とする大学改革の取組み(学長のリーダーシップの発揮、機動的・戦略的な大学運営、府民に対する説明責任、社会に開かれた大学運営など)を積極的に評価する。	ジメントの観点から, 法人の活動全	体的な進捗状況及び次の事項につ	つ, 法人の特性に配慮して中期計画の進行状況全体について記述式により評価する。 その際, 理事長及び学長のリーダーシップの下, 機動的・戦略的な大学運営を目指した取組みや。県民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組み等について積極的に評価する。

No	区分	(参考)国立大学法人	東京都	大阪府	秋田県	岩手県	長崎県
7	評価委員の役割		・法人ヒアリング	・法人ヒアリング	・法人ヒアリング	・自己評価 (全体) のヒアリング	
			・各委員による評点付け	・委員会としての評点、評価コメ	・各委員による評点付け	及び分析	
			・評価案決定	ント検討	・評点・コメントの協議集約	・評価結果のまとめ	
				・評価案決定			
8	事務局の役割		・各委員による評価のとりまとめ	・業務実績及び自己評価に関する	・評価調書作成	・自己評価(項目別)のヒアリン	
			・評価原案の作成	事実確認	・評価結果(案)作成	グ・内容確認	
				・論点の整理,委員会資料作成		・評価結果(案)作成	
				・評価原案の作成			
9	評価結果の次年	中期目標終了時において、評価結	特段の措置は実施していない	特段の措置は実施していない	特段の措置は実施していない	特段の措置は実施していない	特段の措置は実施していない
	度以降への反映	果を次期の中期目標期間における	(運営交付金の算定方法の変更など特	(評価結果や評価委員からの意見			
	(賞罰的措置等)	運営費交付金の算定に反映するこ	段の措置は実施しないが、法人に対して	を次年度事業計画に反映するべく			
		とができるものとなるよう留意す	指摘事項に対する改善措置の実施及び	検討を行っている。)			
		る。	改善計画の策定を指示している。)				
10	日程		5月24日 キャンパス視察, 意見交換	6月末 事業報告書提出	6月末 事業報告書提出	6月末 事業報告書提出	6月末 事業報告書提出
		7~8月 調査チームによる調査	6月末 事業報告書提出	7月上旬 委員への事前説明	7月20日 法人ヒアリング	7月・事務局による項目別評価の	7月11日 自己評価の委員送付
	は評価委員	分析	7月7日 法人ヒアリング	委員からの質問・意見に基づく	8月10日 評価 (案) 検討	確認	7月30日 調査・分析, 評価(案)
	出席	8月下旬~9月 評価(案)策定	8月3日 評価結果(案)策定	事実確認・論点整理	8月24日 評価 (案) 決定	7月24日 法人ヒアリング	の検討
		9月 法人の意見申立て機会		7月20日 法人ヒアリング	法人の意見申出	8月8日 評価結果(案)の決定	8月上旬 各委員と意見調整
		の付与	8月31日 評価結果の決定	評価検討	9月11日 評価結果の確定	8月9日 法人の意見申立機会の	8月17日 評価(案)策定
		9月中下旬 評価結果を決定	9月13日 法人通知,知事報告	8月2日 評価、コメント検討	公表	付与	8月24日 法人へ評価(案)通知
			9月14日 議会報告・公表	8月中旬 素案策定, 法人の意見	9月12日 議会報告	9月5日 評価結果の確定	9月4日 法人の意見申出
				申立機会の付与		9月28日 議会報告・公表	〃 評価結果の決定
				8月31日 評価結果の決定			" 法人通知,知事報告
				" 通知,知事報告,公表			9月中 議会報告・公表
				9月28日 議会報告			
11	評価方法の改善		自己評価の評点を「 A , B , C , D 」か			年度計画の各項目について評	
			ら, 「S, A, B, C」に改訂し, メリハ			価委員会がヒアリングを行って	
			リをつけて評価がしやすくなるような			いたが,進行状況把握で精一杯と	
			形にした。			なるため,項目別評価は事務局が	
						確認し,大学の全体評価(自己評	
						価)の妥当性を中心に検証するこ	
						ととした。	

No	区分	横浜市	北九州市
1	評価の基本方針	 ① 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗状況を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していく。 ② 当該事業年度における業務の実績について評価を行う。 ③ 前年度の評価で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認する。 ④ 中期計画の実施状況の調査・分析を行う。 ⑤ 自主自立的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実を必要に応じて修正を求めること。 ⑥ 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて中期目標等の期間の中間点において振り返りとして総括を行う。 	実施状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、各年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。 ② 評価結果を踏まえ、必要に応じて業務運営の改善その他について勧
2	教育研究の評価	教育研究に関しては認証評価機関が評価するものとして,評価委員会では,その特性に配慮し,事業の外形的,客観的な進捗状況を確認する。	教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価 は行わない。具体的には「学士、修士及び博士課程の教育内容、方法等」、 「研究活動と研究環境」については、客観的な進行状況のみを把握する。
3	自己点検・評価 実績報告	 ・評価委員会は法人から示される指標等を基に評価を行うことから、法人は自ら行う自己評価・自己改善を基に説明責任を果たすことが基本であること。 ・法人は達成状況を客観的に表すためにできる限り数値指標等の指標を設定すること。また、定性的な指標となる場合にはその達成状況が明らかになるよう工夫すること。 	とともに、そのように判断した理由を記載する。 ・ 分野ごとに特記事項を記載する。 法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期
4	自己評価基準	A~Dの4段階で評価する。 ①視点 法人は、市民の視線に留意し、法人が行う内部評価に際して用いる指標や基準・結果・活用についてできる限りわかりやすく説明すること。 ②体制 法人は説明責任の観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、法人の長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。	I:年度計画を実施していない

No	区分	横浜市	北九州市		
	評価方法	項目別評価及び全体評価を実施	同左		
5	項目別評価	A: 年度計画を上回って実施している	① 評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性		
		B:年度計画を順調に実施している	など総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に		
		C:年度計画を十分に実施できていない	求めるとともにヒアリングなどを実施する。		
		D: 年度計画を実施していない	② 大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由		
		評価のポイント	を示す。また特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で		
		・法人の意見を受けてできる限り定量的な評価指標を設定するととも	評価を行う。		
		に、評価基準に基づいて客観的に評価する。	③ 大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、計画の進行		
		・一つの指標のみで適切な評価が困難な項目については,複数指標設	状況について以下のような目安を示す。		
		定や定性的な評価項目の達成状況を基に評価する。			
		・評価基準に基づいて客観的に評価することが困難な項目について			
		は、委員の協議により評価する。	B:計画どおり (すべてIVまたはⅢ)		
		・法人全体としての業務運営、財務内容等の経営面を評価する一方で	C: 概ね計画どおり (WまたはⅢの割合が 9割以上)		
		教育研究の状況についてもその特性に配慮し,事業の外形的,客観			
		的な進捗状況を確認する。	E: 重大な改善事項がある (評価委員会が特に認める場合)		
	A 11 37 m	・必要に応じて、改善すべき事項や目標設定の妥当性等を記述する。			
6	全体評価	各年度ごとの評価の結果を踏まえて、中期目標・中期計画の進捗状況	分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、		
		を確認するとともに、総合的な評価を行う。ただし、中期目標期間の	中期計画の進行状況全体について、記述式により評価を行う。		
		中間点における振り返りとして総括評価を行う。			
1	評価委員の役割	・法人ヒアリング ・評価結果の検討・まとめ			
8	事務局の役割	・評価(案)の作成			
0	事伤问》》(以前	・ 計画(糸)の下放			
9	評価結果の次年度	法人の取り組みの進捗状況を踏まえて検討することとしている。	反映しない		
	以降への反映				
	(賞罰的措置等)				
10	日程	6月末 実績報告書提出	6月28日 事業報告書提出		
		7月5日 法人からヒアリング	7月3日 法人からヒアリング・審議		
	は評価委員	7月31日 評価結果(案)策定	~7月下旬 調査分析、ヒアリング、評価案策定		
	出席	8月 法人の意見聴取	7月21日 法人ヒアリング・審議		
		8月30日 評価結果の確定	8月8日 評価(案)策定,法人への評価(案)通知		
		9月12日 評価結果の公表	法人の意見申出機会付与		
		9月13日 定例市議会に報告	8月 14 日 評価結果の決定		
		*****************	8月21日 市長報告,公表		
		[10~11 月] 年度計画の進捗説明	9月1日 議会に報告		
11	評価方法等の改善				
		できる」「…期待したい」「…努力されたい」等,文書による評価と			
		した。			
		・委員よりヒアリングの機会増の意見があり、次年度はキャンパス視察な行うなど、はよりの発見な機の機会な増やした			
		察を行うなど,法人との意見交換の機会を増やした。			